

地域ふれあいサロン助成要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、高齢者や障がい者、子育て中の親子等で外出機会の少ない方々が、家庭閉じこもり予防と安否確認、生活課題の把握等のため、コミュニティセンターや町会会館等を利用し、地域の方々やボランティアの方々と交流を深め、身近な地域のつながりを強め、お互いの人間関係を深め、支え合い助け合うまちづくりを進め、明るく生きがいのある人生を送られるよう福祉の増進を図ることを目的とします。

(活動内容)

第2条 活動の実施にあたっては、軽体操、おしゃべり、ゲーム、踊り、歌及び学習会等、誰もが参加できる地域交流活動とします。なお、老人クラブ等の既存事業や特定の活動に限定されたサークル・クラブ活動は除きます。

(助成対象及び助成額)

第3条 助成対象は、町内会・自治会単位といたします。ただし、複数町内会・自治会も対象といたします。

2 グループ団体等で構成した次の各号に該当するものとします。

(1)新規の立ち上げであること

(2)構成人員が20人以上で、高齢者、障がい者及び子育て中の親子等が交流できること

(3)開催回数は原則月1回以上であること。(1回の利用者は10人以上とする)

(4)政治的、宗教的活動を目的としないこと

(5)営利を目的としないこと

(6)行政等の登録団体でないこと、または支援を受けていないこと

3 1年間通して活動が困難であり、参加が容易な農閑期等を利用して4か月以上継続開催するサロンも助成対象とします。

4 助成額は、1サロンにつき月額1年度は4,000円、2年度は3,000円、3年度は2,000円に活動月数を乗じた額以内とします。

5 1サロンにつき3年間の助成とします。なお、年数は、年度単位で積算します。

6 3年間の助成終了以降において、継続して事業を実施し、助成金を希望するサロンについては、実績等を勘案し、適当と認められた場合、1サロンにつき1,000円に活動月数を乗じた額以内とし、予算の範囲以内で助成することができる。

(申 請)

第4条 サロンの助成を受けようとするときは、代表者が利用者名簿を添付して地域ふれあいサロン助成金交付申請書を会長に提出しなければならない。

(交 付)

第5条 会長は、前条の規定により申請があった場合において、助成を受ける資格があると認めるときは助成額を交付する。

2 事業が終了したときは、2か月以内に決算報告書を会長に提出しなければならない。

(社協の支援内容)

第6条 社会福祉協議会の支援内容は次のとおりとします。

1 ボランティア交流会

活動をよりよいものにするため、サロン運営団体に対し学習・交流の機会づくり

2 相談・情報提供

運営やプログラムづくり、ボランティア保険等に関する相談や情報提供

3 ボランティアの育成

サロン活動を始めたいと思っている方、サロンに関心を持っている方を対象としたボランティア講座の開催

(助成金の返還)

第7条 会長は、偽りその他不正な行為により助成を受けたときは、助成金の全額を返還させることができる。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

(ふれあい推進協から100世帯以上の町会・自治会へ改正)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。(3年間助成終了後2,000円新設)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年度以後の年度分の助成金について適用し、平成25年度以前の年度分の助成金については、なお従前の例による。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(第3条6項の金額を1,500円から1,000円に改正)